

さいたま市告示第1794号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月1日

さいたま市

上記代表者 さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 さいたま都市計画道路
- (2) 名称 3・3・11号産業道路、3・6・93号天沼高鼻線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 3・3・11号産業道路
 - ア 追加する土地の区域
さいたま市大宮区堀の内町2丁目の一部
 - イ 削除する土地の区域
なし
- (2) 3・6・93号天沼高鼻線
 - ア 追加する土地の区域
さいたま市大宮区高鼻町2丁目及び堀の内町3丁目の各一部
 - イ 削除する土地の区域
さいたま市大宮区高鼻町2丁目及び堀の内町3丁目の各一部

3 都市計画の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部都市計画課都市施設係
- (2) 電話 048（829）1404